第 7 期役員体制（案）

新理事会発足前の「協議」の根拠となる会則と諸規定

会則　第 9 条　本学会の役員は、会長 1 名、理事 15 名、及び監査 2 名とする。なお、必要に応じて若干名の理事を推薦で加えることができる。詳細は別に定める。

会則　第 10 条（1）　会長及び理事は、会員の投票により会員から選出する。当該選出方法は、別に定める。

＊役員選挙規程　第 1 条「この規程は、日本臨床教育学会会則（以下、「会則」という第 10 条に定められた役員のうち会長及び理事の選出のための選挙（以下、「役員選挙」という。）の手続きについて定めることを目的とする。」

＊役員選挙規程　第 13 条「役員候補者の互選により会長 1 名および理事 15 名を決定する。なお、役員候補者の合議により、必要に応じて専門分野等を考慮し若干名の理事を加えることができる。」→互選による会長の選出、推薦理事の検討

＊役員選挙規程　第 14 条「会長および理事の選挙結果ならびに役職就任意思確認に関わる経緯は、総会において委員会が公表する。」

＊役員選挙規程　第 15 条「前条の規定に関わらず、次期の活動方針案および予算案等の策定等のため、会長当選者および理事当選者は、総会での公表より前に、当選者間ならびに現行の理事会および事務局との間で協議を行うことができる。」→第 1 回理事会の位置づけ

会則　第 10 条（4）「理事会は、理事の中から副会長及び事務局長を選出し、総会の承認を受ける。」→理事会による副会長・事務局長の選出

会則　第 10 条（5）会長及び理事に欠員が生じた場合には，その次点者をもってこれに充てる。任期は前任者の残りの期間とする。

会則　第 11 条（2）副会長は，会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代る。

機関誌編集委員会規程 第 2 条「編集委員長は、会員の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。同（3）編集委員は、編集委員長が会員の中から推薦し、理事会の承認を得たうえで会長が委嘱する。同（4）「編集委員長、編集委員の任期は、「会則」第 10 条第 3 項に定める役員の任期に準じて 2 年とし、再任を妨げない。ただし、編集委員長の連続は 2 期までとす

る。」→第 6 期編集委員会の任期は 2023 年 3 月 31 日までのため、今回は対象外。

＊会則　第 12 条（2）「理事会に常任理事会を置く。常任理事は、会長、副会長、事務局長、機関誌編集委員長ほか若干名によって構成される。常任理事会には、事務局次長のほか事務局幹事若干名も出席し、その実務を総括する。」→常任理事の選出

＊会則　第 10 条（2）「監査は、会長が会員より推薦し、総会の承認を経て委嘱する。」
→監査の選出

＊会則　第 13 条（2）「本学会の事務局は，事務局長並びに理事会が委嘱する理事及び事務局幹事若干名によって構成される。→事務局の構成

●上記の会則、諸規程にもとづき、第 7 期の役員体制を下記の通り提案する。

（1）会長　：　庄井　良信（藤女子大学）　2 期目

（2）副会長　：　池田　考司（北海道教育大学）
田中　昌弥（都留文科大学）
福井　雅英（滋賀県立大学）

（3）事務局長　：　渡邉　由之（東大阪大学）

（4）常任理事の選出　：　春日井　敏之（立命館大学）
田中　孝彦（日本臨床教育学会　前会長）

（5）会長による監査の推薦　：　川谷　和子（神戸教育短期大学）
根本　順子（兵庫大学）　2 期目

（6）事務局：
事務局長　：　渡邉　由之（東大阪大学）　理事より選出　2 期目
事務局次長：　吉岡　眞知子（東大阪大学）　理事より選出
事務局幹事：　今井　美樹（東大阪大学）
田邉　実香（大阪松蔭女子大学）
二羽　礼（東大阪大学）
吉益　敏文（豊岡短期大学）　理事より選出